

施工計画書作成の手引き
(電気設備工事・建築電気設備工事編)

令和2年12月

名古屋市上下水道局

1. 作成基準

- (1) この施工計画書作成の手引きは、名古屋市上下水道局で施工する水道事業及び下水道事業における電気設備工事及び建築電気設備工事に適用する。
- (2) 施工計画書は、関連工事及び当局施設の運転管理作業等その他必要事項について、関連機関及び監督員と連絡調整のうえ、工事内容及び工事現場の状況に十分即したものを、この手引きに準拠して作成する。
- (3) 様式はA4版縦、横書とする。
- (4) 仮設、搬入、搬出、停電、断水、養生、盤内増設及び切替え等が当局施設の運転管理作業等に影響を及ぼす場合は、作成前に監督員と協議しなければならない。
- (5) 提出期限は原則として、現場着手1ヵ月前とする。なお、記載内容を訂正又は追加するときは、当該事項の施工前にその部分を提出する。
- (6) 具体的な作業要領書(仮設、搬入、搬出、停電、断水、盤内増設、切替え、試験、検査、試運転及び総合試運転等)は、現地工事の進捗状況に合わせて提出する。また、検査、試験、試運転、品質管理の計画書が当初の施工計画書に記載できない場合は、その提出予定時期を施工計画書に記載する。
- (7) 受注者は、施工計画書のうち、品質管理計画に係る部分については、監督員の承諾を受けなければならない。
- (8) 「第6章 仮設計画」に添付する図面等は、色分けするなど理解しやすいように詳細に解説する。
- (9) 受注者は、総合評価落札方式(特別簡易型を除く。)を適用して入札手続きを行った工事を受注した場合は、契約上履行すべき事項を全て施工計画書に記載しなければならない。

2. 記載内容

施工計画書の構成及び記載内容は次のとおりとする。

施 工 計 画 書

工 事 件 名

工 期	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

受注者

主任(監理)技術者

現場代理人

目 次

第1章 一般事項

- 1 工事概要
- 2 工事における重要事項
- 3 総合評価落札方式

第2章 施工管理計画

- 1 現場見取図
- 2 施工前の事前調査
- 3 既設設備との取合い、他工事との打合せ
- 4 現場施工体制表
- 5 実施工程表(全体、月間、週間)
- 6 作業時間
- 7 作業連絡
- 8 官公署等届出予定書類一覧表
- 9 設備取扱説明・講習計画

第3章 品質管理計画

- 1 JIS 等に基づく機器及び使用材料等の品質等の管理
- 2 現場作業における品質等の管理
- 3 測定器具の一覧及び校正記録等
- 4 試験要領
- 5 試運転

第4章 安全衛生管理計画

- 1 安全衛生活動一覧表
- 2 災害(酸素欠乏症、危険物火災、有機溶剤中毒、墜落、感電等)防止対策
- 3 火災予防対策
- 4 安全衛生管理体制表
- 5 現場安全衛生管理体制表
- 6 緊急連絡体制表
- 7 有資格者一覧表
- 8 作業用工具一覧表
- 9 衛生対策

10 その他

第5章 環境管理計画

- 1 建設副産物の処理計画
- 2 近隣環境・公害対策
- 3 搬入・搬出車両の待機場所等
- 4 騒音・振動対策

第6章 仮設計画

- 1 仮設事務所等
- 2 資材、撤去品仮置場
- 3 仮設電力
- 4 仮設水道
- 5 仮設材
- 6 仮設足場
- 7 重量機械類
- 8 養生等
- 9 切替要領

第7章 工種別施工計画

- 1 基礎工事
- 2 据付工事
- 3 現場加工
- 4 配管工事
- 5 ケーブルラック工事
- 6 配線工事
- 7 金属ダクト工事
- 8 区画貫通処理
- 9 塗装工事
- 10 コンクリート工事
- 11 撤去工事
- 12 搬入・搬出計画
- 13 浸水対策

第1章 一般事項

1 工事概要

工事概要について記載する。

主な内容

種 別	内 容	数量	設置場所
設備 注1	注2		注3
設備			
設備			

注1 設計書の工事内容を記載する。

(例 受変電設備、運転操作設備等)

注2 特記仕様書の内容を記載する。

盤内増設等の場合は、主な増設内容を記載する。

(例 受変電盤、コントロールセンタ)

(例 計装盤盤内増設(〇〇水位用警報設定器☆台増設)等)

注3 設置場所又は作業場所を記載する。

2 工事における重要事項

工事における重要事項があれば記載する。

例 ・特記仕様書に記載のある施工上の条件又は注意事項

・施工における特に注意すべき事項

3 総合評価落札方式

総合評価落札方式(特別簡易型を除く。)を適用して入札手続きを行った工事を受注した場合は、契約上履行すべき事項を記載する。

注 ・契約上履行すべき事項は、第2章以降の該当する項目にも記載すること。

・契約上履行すべき事項の添付資料は、第2章以降の該当する項目にのみ添付すること。(本項目には不要。)

第2章 施工管理計画

1 現場見取図

「作業現場平面図、作業区域図示等」を図面等で詳細に解説する。

(作業区域には、工事のための作業スペースを含めること。)

2 施工前の事前調査

施工前にすべき事前調査について記載する。

例 ・ 図面による現地確認及び写真撮影

・ 他工事把握

(土木工事、建築工事及び機械工事等)

・ 関係官公署との打合せ

(保健所、消防署、警察署及び電力会社等)

3 既設設備との取合い、他工事との打合せ

施工前にすべき事前確認について記載する。

例 ・ 既設設備との施工範囲確認

・ 他工種受注者との打合せ

(土木工事、建築工事及び機械工事等)

・ 停電、断水、設備停止について

4 現場施工体制表

施工体系図を添付する。

5 実施工程表(全体、月間、週間)

主要機器製作期間、工場立会試験時期、現場搬入時期、官公署届出書類提出時期、機器施工・配管・配線期間、他工事との取合い時期、現地試験期間、現地試運転時期、検査立会日、関連する他工事の工程、設備取扱説明・講習時期等を記載する。なお、関連する他工事がある場合は、関連する他工事の受注者と十分調整のうえ、内容を記載すること。

作成する実施工程表は、下記に示す。

(1) 全体工程表

進捗率を記入した全体工程表を作成し現地工事工程を管理する。

(2) 月間工程表

工程を睨み、予定出来高率(%)及び実施出来高率(%)を記入した1ヵ月単位の工程表を作成し現地工事工程を管理する。

様式は月間工程表を参照。

(3) 週間工程表

期間を通して、2週間単位の週間工程表を作成する。

(4) 総合工程表

関連工事がある場合は、関連工事を含めた総合工程表を作成し現地工事工程を管理する。

6 作業時間

作業時間、時間外・休日作業について記載する。

注 ・ 時間外作業、休日作業を原則として行わない。その必要が生じた場合に

は、あらかじめ当局監督員と協議する。

- ・工事作業時間は原則として、午前8:45～午後5:30迄とする。

7 作業連絡

当局監督員等への作業内容の連絡方法について記載する。

- 例
- ・工事打合せ簿
 - ・工事現場作業届
 - ・工事内容報告書等

8 官公署等届出予定書類一覧表

工事共通仕様書(施設総則編)「関係法令等一覧」(付則一1)等諸法令に基づく届出及び申請書等の提出書類、提出先、提出予定月について記載する。

<作成例>

No	書類名称	数量	提出予定	届出先
	注1		年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	

注1 例 「適用事業報告書」、「時間外労働・休日労働に関する協定届」、「特定元方事業者の事業開始報告」、「溶接・溶断作業届」等

9 設備取扱説明・講習計画

日程、資料、内容等について記載する。

第3章 品質管理計画

1 JIS 等に基づく機器及び使用材料等の品質等の管理

本工事にて製作(購入)及び使用材料等の品質等の管理(JIS,JEM,JEAC 等)について記載する。

(使用材料には、盤内増設(盤内整備及び盤内補修等を含む。)において使用する部品及び材料を含む。)

- 例
- ・関連法規及び基準の適合について
 - ・品質及び性能等の確認、管理について
(判断基準を含む。)

(建築電気設備工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(第1編第1章第4節機器及び材料)及び「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」(第1編第1章第4節機器及び材料)参照。)

- ・社内試験及び工場立会検査について
(工事共通仕様書(電気設備工事編)「第4編 第1章 第5節 社内検査

及び工場立会検査」参照。)

・機材の試験について

(建築電気設備工事の場合。)

(国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」における下記の項目参照。)

公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)
第2編第1章第19節	第2編第1章第5節
第3編第1章第13節	
第4編第2章第5節	
第5編第1章第10節	
第6編第1章第21節	
第7編第1章第5節	

2 現場作業における品質等の管理

出来形管理で必要な品質管理方法等について記載する。

例 ・機器の据付について

- ・盤内増設(盤内整備及び盤内補修等を含む。)について
- ・配管工事等の据付について
(配管工事、ケーブルラック工事等)
- ・鋼製加工品について
(盤架台、据付け架台、点検歩廊等)
- ・現場塗装について
- ・コンクリート強度について
- ・あと施工アンカーボルトについて
- ・基礎ボルトについて

3 測定器具の一覧及び校正記録等

本工事にて使用する測定器具の一覧及び校正記録(校正の有効期限)等について記載する。(管理及び確認方法を含む。)

4 試験要領

現地試験の進め方、順序等について記載する。

- 例 ・社内試験、立会試験、自家用電気設備における使用前自主検査
(社内試験及び立会試験には、単体調整及び組合せ試験を含む。)
- ・現地試験の実施項目について
(外観構造検査、絶縁抵抗測定、シーケンス試験等)
 - ・実施時期について

注 ・試験については、工事共通仕様書(電気設備工事編)「第4編 第2章 試験等」参照。

試験等の要領書の提出について記載する。

例 ・実施体制、シーケンス試験、機械設備工事等との合同の試験を記載する。

例 ・合同による試験:モーター単体試験、組合せ試験、水張り試験、実負荷試験等

5 試運転

工程、内容、手順、技術者配置、記録等について記載する。

例 ・工程表について

・実施体制について

・対象範囲について

(必要に応じて単線結線図、フローシート等に図示する。)

・実施方法(内容を含む。)について

・技術者等の配置について

・記録について

(社内検査試験成績表、工場立会検査試験成績表を含む。)

・判定基準等について

・実負荷試験等に係る原料、薬品、水道、電力、生成物等の手配、処分について

試運転要領書の提出について記載する。

第4章 安全衛生管理計画

1 安全衛生活動一覧表

関係法令に基づき、作業開始前打合せ、安全衛生委員会、工程別安全衛生管理計画表・月別安全衛生管理計画表の作成作業所内巡視、有資格者のチェック、新入者教育等について記載する。

<作成例>

No	安全活動	時間	責任者	備考
	注1			注2

注1 本工事に対応した安全活動を記載する。

注2 安全活動の頻度を記載する。

2 災害(酸素欠乏症、危険物火災、有機溶剤中毒、墜落、感電等)防止対策
本工事に対応した災害防止対策について記載する。

(必要に応じて図示すること。)

(監視員等の配置が必要な場合は、配置場所を明示すること。)

例 ・危険箇所表示について

(バリケードの設置場所(図示)を含む。)

・作業時の連絡調整について

(緊急時を含む。)

・災害防止対策について

(第三者災害、酸素欠乏症、危険物火災、有機溶剤中毒、墜落・転落、
飛来落下災害、感電等)

・安全データシート(SDS)について

・安全通路について

(バリケードの設置場所(図示)を含む。)

・休憩所(喫煙所)等の設置場所(図示)について

・作業主任者及び作業指揮者等について

・検査、試験及び試運転時の安全対策について

・局地的な大雨に対する下水道施設内での作業について

(局地的な大雨に対する下水道施設内での作業等安全施工技術指針に
よること)

・豪雨出水、地震等が発生した場合の対策について

3 火災予防対策

消火器の設置、防火管理組織の編成、火気使用許可書、喫煙場所、標識の設
定等について記載する。

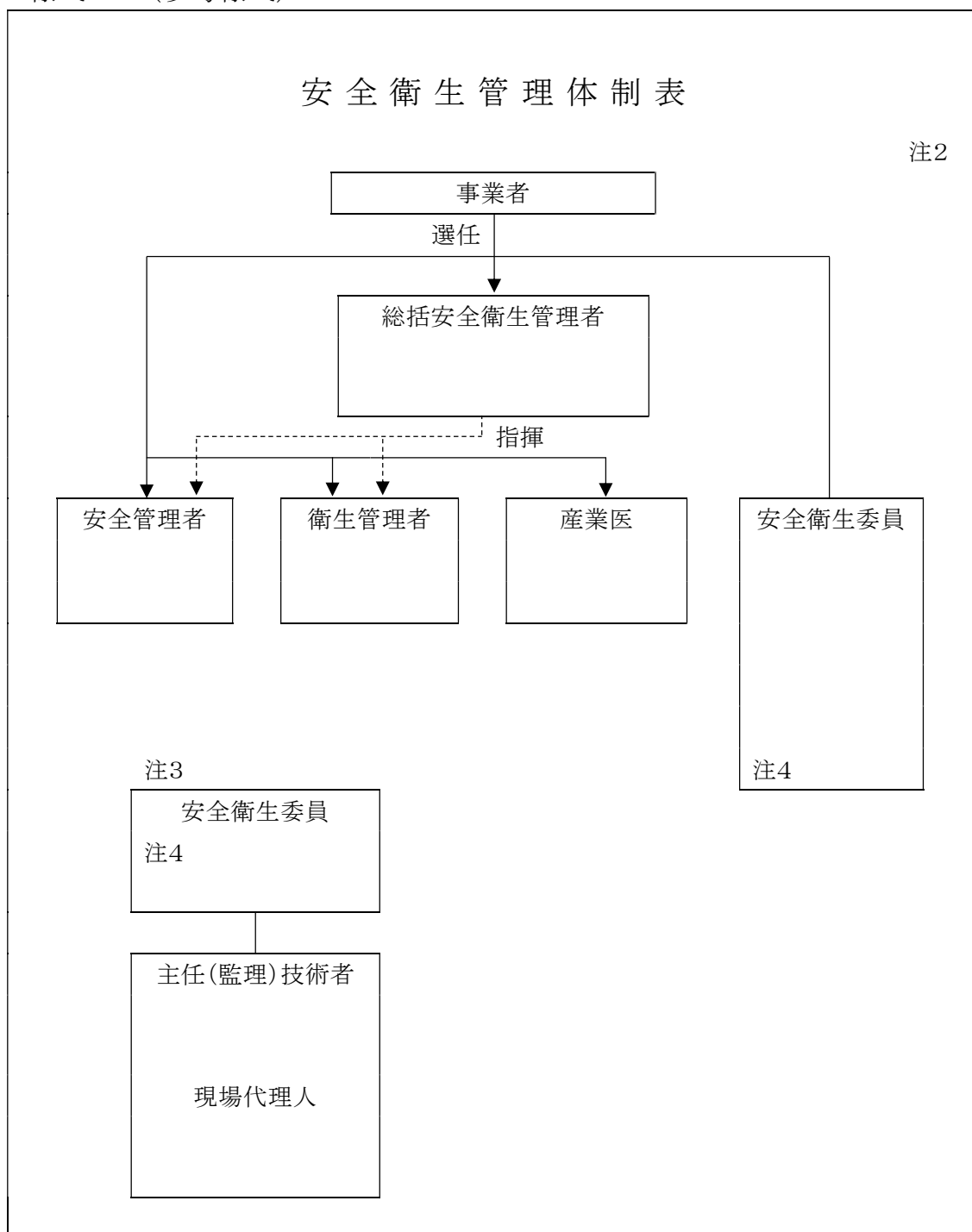
(必要に応じて図示すること。)

注 ・溶接作業場所、喫煙所、仮設発電機の直近には必ず消火器を設置する
こと。

4 安全衛生管理体制表

受注者の社内体制にあった体制表を添付する。

様式1-1(参考様式)



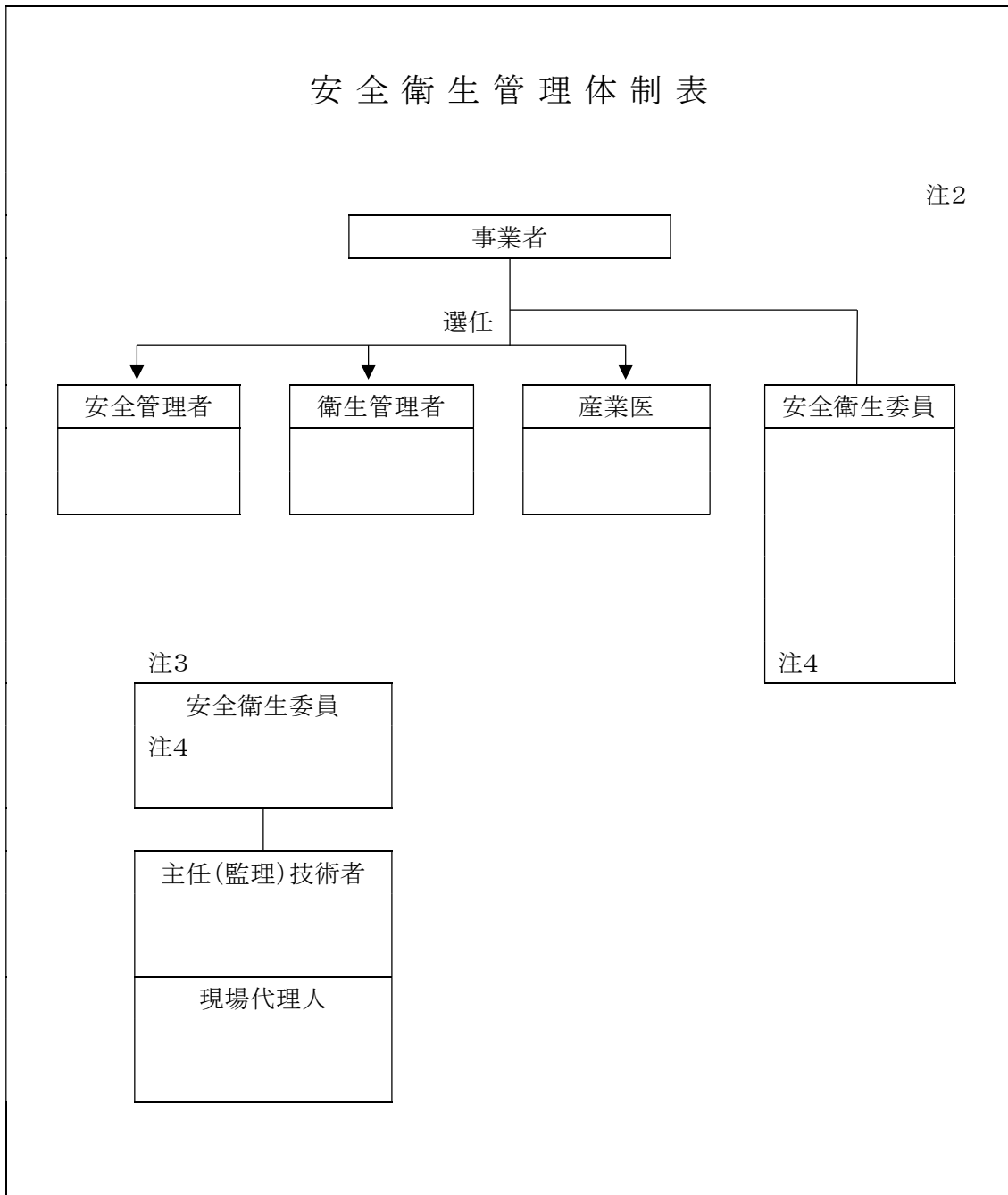
注1 常時使用する労働者が100名以上である会社が受注した場合の様式。
(受注者の社内体制)

注2 受注者名を記入する。

注3 現場代理人及び主任(監理)技術者が安全衛生委員の場合は不用とする。

注4 同一人物で現場代理人及び主任(監理)技術者の直接の上司とする。

様式1-2(参考様式)



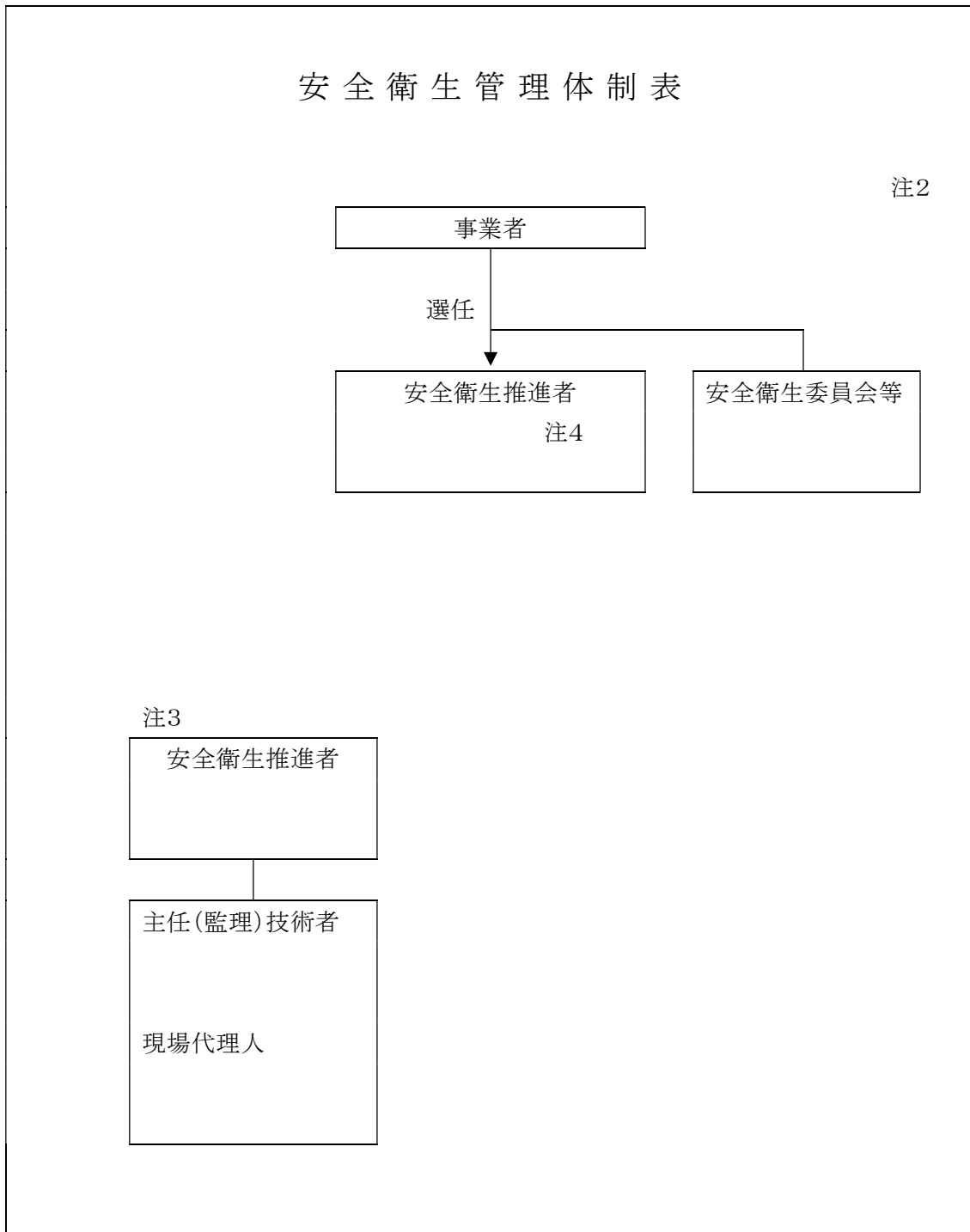
注1 常時使用する労働者が50名以上100名未満である会社が受注した場合の様式。
(受注者の社内体制)

注2 受注者名を記入する。

注3 現場代理人及び主任(監理)技術者が安全衛生委員の場合は不用とする。

注4 同一人物で現場代理人及び主任(監理)技術者の直接の上司とする。

様式1-3(参考様式)



注1 常時使用する労働者が50名未満である会社が受注した場合の様式。
(受注者の社内体制)

注2 受注者名を記入する。

注3 現場代理人及び主任(監理)技術者が安全衛生推進者の場合は不用とする。

注4 その事業場に専属の者又は労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の厚生労働大臣が定める者から選任する。

5 現場安全衛生管理体制表
体制表を添付する。

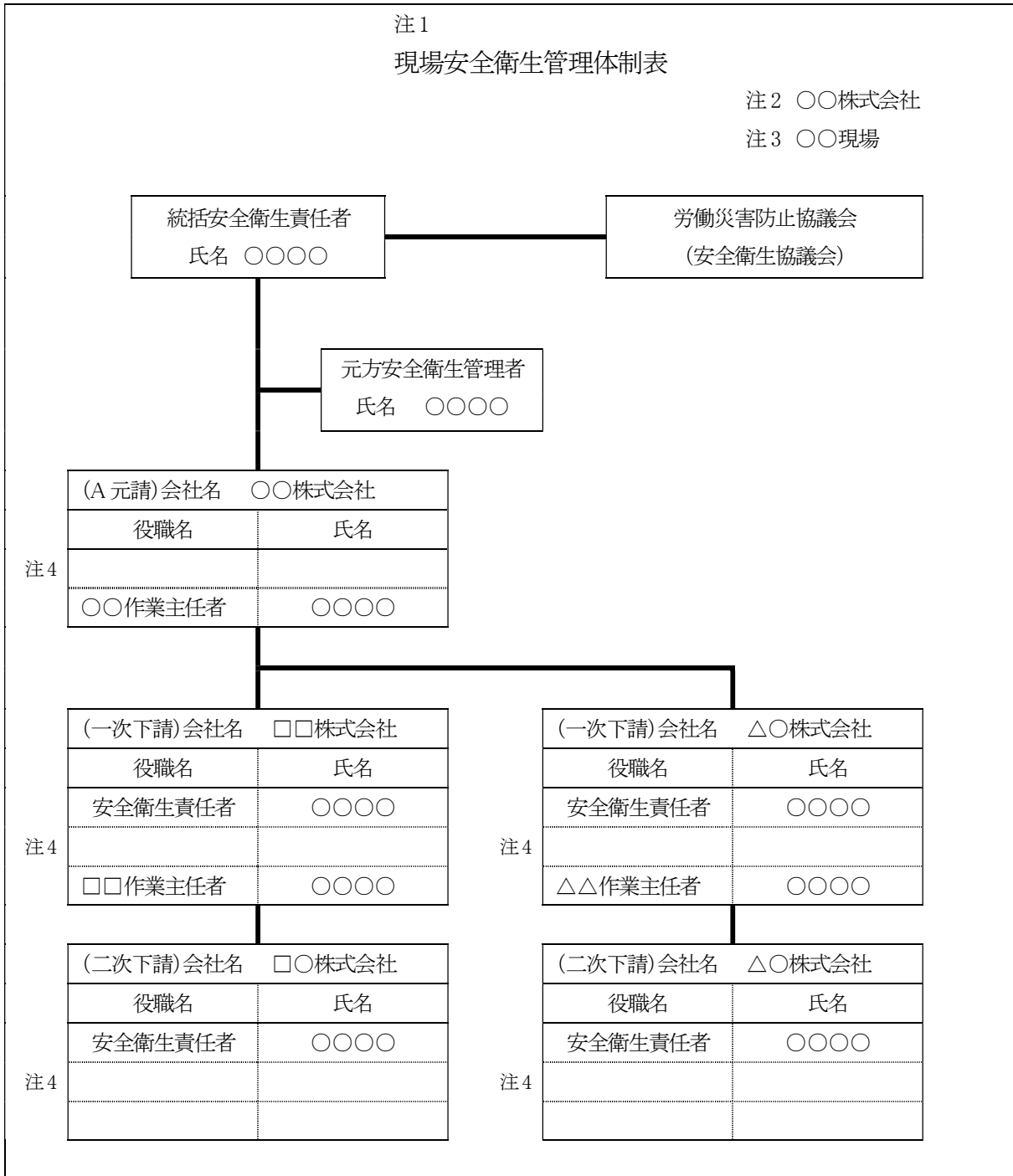
従事労働者(下請負人を含む)の使用人数等により適切に作成すること。

- ①50人以上の場合(単独現場) ……様式2-1(参考様式)
- ②50人以上の場合(複合現場) ……様式2-2(参考様式)
- ③50人未満の場合(単独現場) ……様式2-3(参考様式)
 - ・店社安全衛生管理者の選任が必要な場合はそれに従う。 ……様式2-4(参考様式)
- ④50人未満の場合(複合現場) ……様式2-5(参考様式)

<店社安全衛生管理者の選任が必要な場合とは>

主要構造部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設工事の場合で従事労働者が下請負人を含め20人以上50人未満のときに、選任しなければならない。

様式2-1 (参考様式)



注1 受注者及び関係請負人の総労働者数が50人以上で、法第15条に基づき統括安全衛生責任者を選任した場合に適用する。

注2 受注者名を記入する。

注3 工事現場名を記入する。

注4 安全衛生推進者、職長等で、労働災害防止協議会に出席する者を記入する。

注5 安全衛生推進者は、工事現場で労務管理(賃金の支払い等)を行っており、常時雇用する従業員が10人以上、50人未満の場合に選任する。

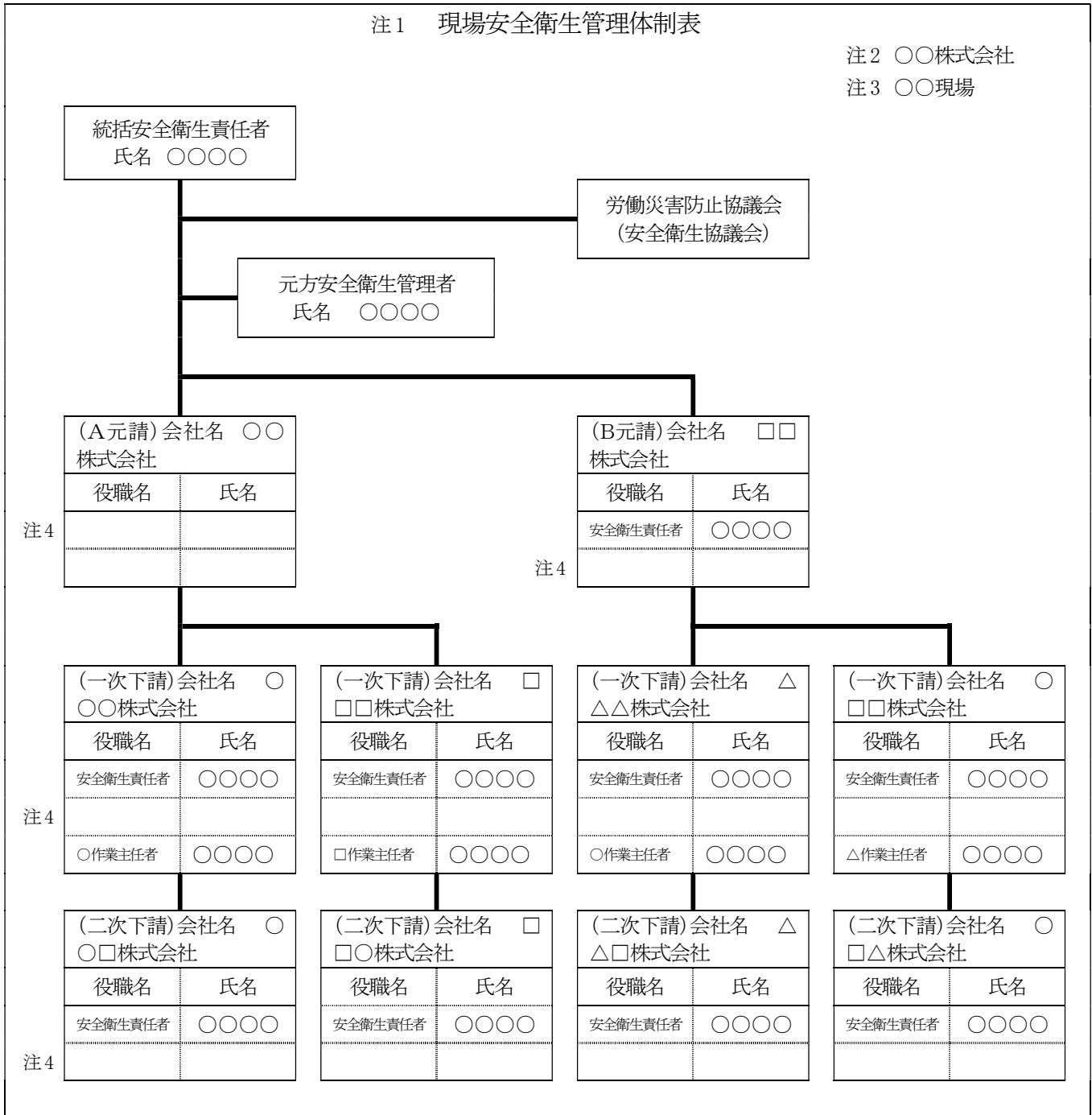
注6 この体制表は、法第15条が適用された時点で追加提出する。

様式2-2(参考様式)

注1 現場安全衛生管理体制表

注2 ○○株式会社

注3 ○○現場



注1 受注者及び関係請負人の総労働者数が50人以上で、法第15条に基づき統括安全衛生責任者を選任した場合に適用する。特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせ、二以上の請負人の労働者が作業を行う場合に適用する。

注2 統括安全衛生管理義務者(会社)名を記入する。

注3 工事現場名を記入する。

注4 安全衛生推進者、職長等で、労働災害防止協議会に出席する者を記入する。

注5 安全衛生推進者は、工事現場で労務管理(賃金の支払い等)を行っており、常時雇用する従業員が10人以上50人未満の場合に選任する。

注6 この体制表は、当局が統括安全衛生管理義務者を指名した時点で追加提出する。

様式2-3(参考様式)

注1
現場安全衛生管理体制表

注2 ○○株式会社
注3 ○○現場

注4

現場代理人
(安全衛生管理の責任者)
氏名 ○○○○

労働災害防止協議会
(安全衛生協議会)

注5 責任者・作業主任者等氏名		
役職名	氏名	登録番号 交付年月
○○作業主任者	○○○○	
□□作業主任者	○○○○	

注4 (一次下請)会社名 ○○株式会社		
注5 責任者・作業主任者等氏名		
役職名	氏名	登録番号 交付年月
安全衛生管理 の責任者	○○○○	
△△作業主任者	○○○○	

注1 受注者及びその関係請負人の総労働者数が50人未満に適用する。

注2 受注者(会社)名を記入する。

注3 工事現場名を記入する。

注4 関係請負人(下請)がない場合は、不要とする。

注5 安全衛生管理の責任者、職長、作業主任者、作業指揮者等を記入する。

下請分を元請の表にまとめて記入することもできる。(下請の会社名を氏名の上部に記入)

作業主任者は、労働安全衛生法施行令第6条(作業主任者を選任すべき作業)によるもの。

様式2-4(参考様式)

注1
現場安全衛生管理体制表

注2 ○○株式会社
注3 ○○現場

店社安全衛生管理者
氏名 ○○○○

指導

現場代理人
(安全衛生管理の責任者)
氏名 ○○○○

労働災害防止協議会
(安全衛生協議会)

注5 責任者・作業主任者等氏名

注4
(一次下請)会社名 ○○株式会社
注5 責任者・作業主任者等氏名

	役職名	氏名	登録番号 交付年月
注6	安全衛生推進者	○○○○	
	○○作業主任者	○○○○	
	□□作業主任者	○○○○	

	役職名	氏名	登録番号 交付年月
注6	安全衛生管理 の責任者	○○○○	
	安全衛生推進者	○○○○	
	△△作業主任者	○○○○	

注1 主要構造部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設工事の場合で、従事労働者が下請負人を含め20人以上50人未満のときに適用する。ただし、統括安全衛生責任者を選任したときは、この限りではない。

注2 受注者(会社)名を記入する。

注3 工事現場名を記入する。

注4 関係請負人(下請)がない場合は、不要とする。

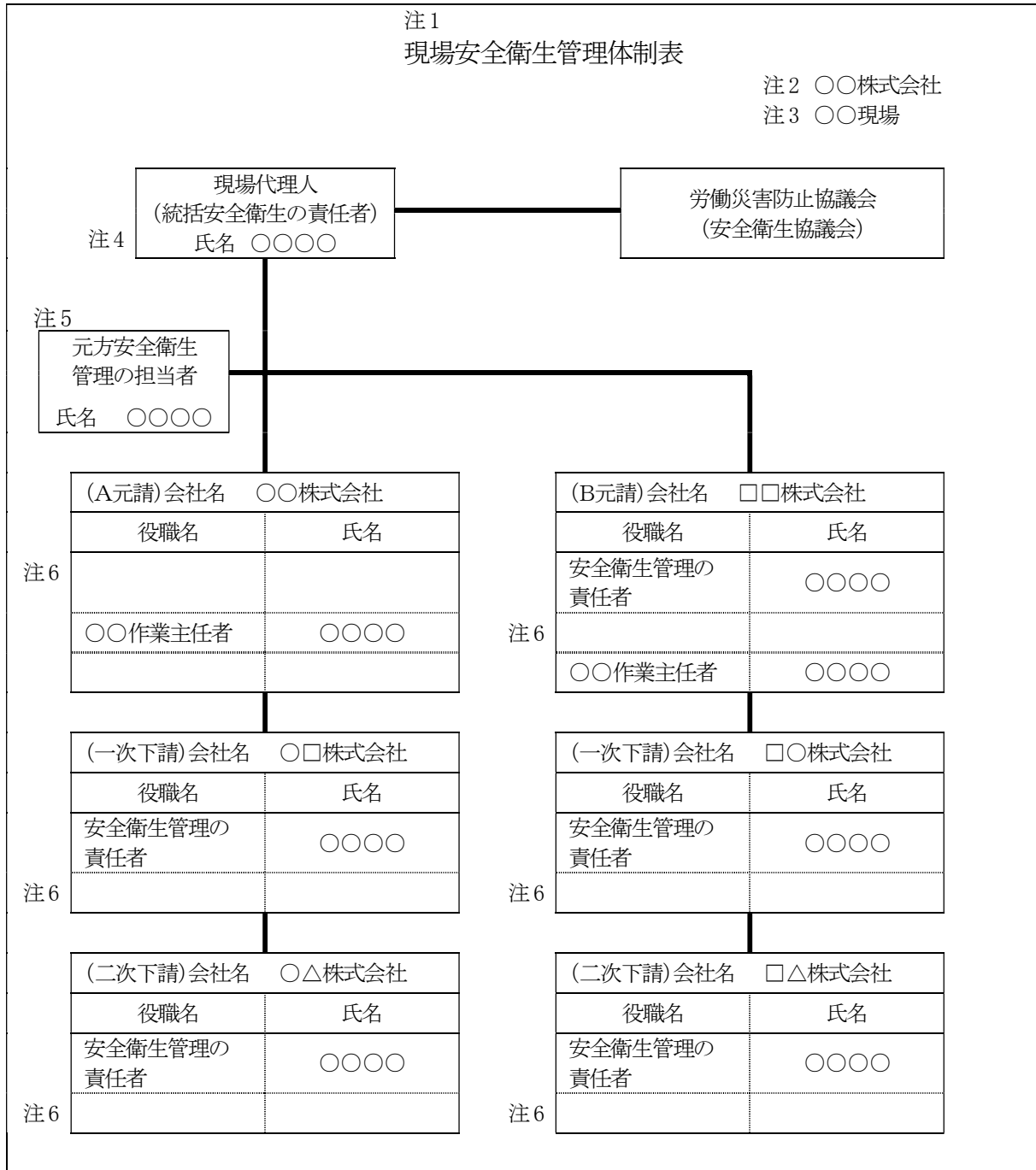
注5 安全衛生管理の責任者、安全衛生推進者、職長、作業主任者、作業指揮者等を記入する。

下請分を元請の表にまとめて記入することもできる。(下請の会社名を氏名の上部に記入)

作業主任者は、労働安全衛生法施行令第6条(作業主任者を選任すべき作業)によるもの。

注6 安全衛生推進者は、工事現場で労務管理(賃金の支払い等)を行っており、常時雇用する従業員が10人以上50人未満の場合に選任する。

様式2-5(参考様式)



注1 複数の受注者が、同一工事現場で作業をし総労働者数が50人未満の場合で、当局が統括安全衛生管理義務者を指名した場合に適用する。

注2 統括安全衛生管理義務者(会社)名を記入する。

注3 工事現場名を記入する。

注4 統括安全衛生管理義務者に指名された受注者から選任する。

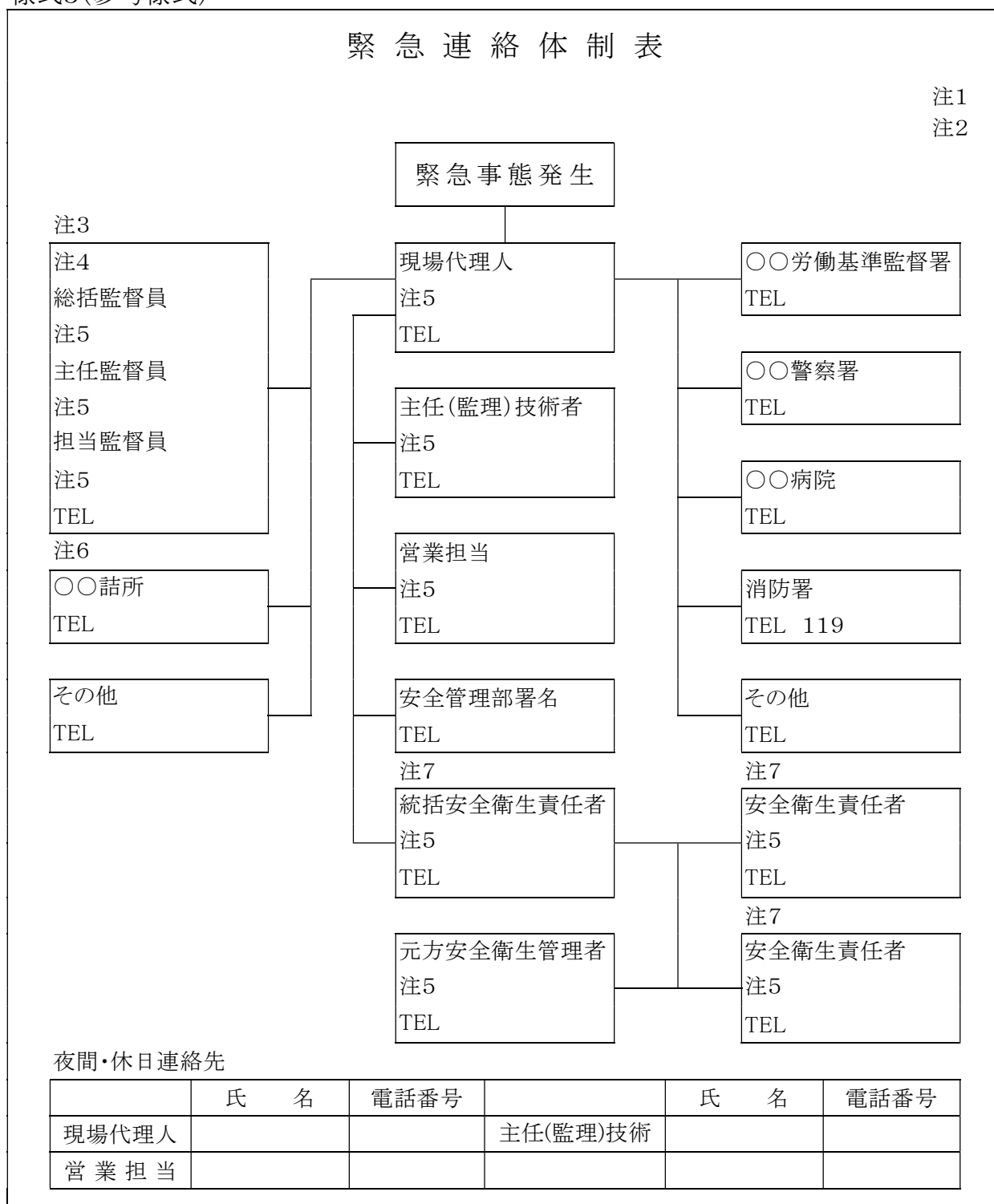
注5 配置は任意である。

注6 安全衛生推進者、職長等で、労働災害防止協議会に出席する者を記入する。

注7 安全衛生推進者は、工事現場で労務管理(賃金の支払い等)を行っており、常時雇用する従業員が10人以上50人未満の場合に選任する。

注8 この体制表は、当局が統括安全衛生管理義務者を指名した時点で追加提出する。

6 緊急連絡体制表
体制表を添付する。
様式3(参考様式)



- 注1 受注者名を記入する。
 注2 作業所(作業現場)を記入する。
 注3 監督員通知書の監督員を全て記載する。
 注4 各監督員の所属事務所(施設名称)を記入する。
 注5 各担当者等の氏名を記入する。
 注6 土木工事又は、建築工事の監督員詰所がある場合は、記載する。
 注7 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者が選任された場合は、記載する。

7 有資格者一覧表

<作成例>

有 資 格 者 一 覧 表

上段 資格名称等

中段 登録番号

下段 交付年月日

会社	作業区分	〇〇作業 注1	〇〇作業	〇〇作業	〇〇作業
	氏名				
	注2	注3			

注1 作業区分欄は、本工事にて行う作業において資格等が必要な作業を全て記載する。

注2 本工事に従事する有資格者の全てを記載する。

注3 上段には「資格名称等」、中段には「登録番号」、下段には「交付年月日」を記載する。

(資格名称等は、「作業主任者」、「運転者」、「作業員」等の資格名称とする。)

8 作業用工具一覧表

工具名、形式・仕様、数量、用途等について記載する。

<作成例>

No	工具名	数量	形式・仕様	用途
	注1			

注1 例 発電機、高速カッター、電動ドリル、サンダー等

9 衛生対策

衛生対策について記載する。

(1) 水道施設

例 ・非衛生行為の禁止について

・健康診断の実施について

水道施設を作業場として同一の作業員が 30 日以上従事する場合又は監督員が指示する場合は、「水道法第 21 条」及び「水道法施行規則第 16 条」に基づき、現場作業を開始する前及び概ね6ヵ月ごとに該当の従事者の健康診断(検便)を実施(検査機関は保健所等検便の有資格検査機関とする)し、「健

康診断(検便)結果提出一覧」(工事共通仕様書(施設総則編)付則一4)として記載従事者の細菌検査成績通知書(正本)を添付して提出する。ただし、建物内に限定される工事で施設管理者等が認めた場合はこの限りではない。

・病者の立入り禁止について

水道施設構内で施工する工事等に従事する作業員の選定にあたっては、特に衛生面に留意し、伝染病はもちろん消化器系統その他の疾病に罹患の恐れがある者は、絶対に選ばない。

・工事共通仕様書(施設総則編)「第2章 第12節 工事等現場管理」参照。

注 ・「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道事業者の管理に属するものをいう。

(2) 下水道施設

例 ・定期健康診断の励行について

10 その他

1～9に該当しない安全衛生管理計画について記載する。

例 ・機械、工具、配電盤、配線の点検整備について

- ・アースの徹底について
- ・埋設物の確認について
- ・構内入退出時の受付、連絡について
- ・作業員の服装及び保護具着用について
- ・作業場清掃、整理整頓について
- ・作業開始前後の点検について
- ・合図の徹底について
- ・トイレ使用の徹底について

第5章 環境管理計画

1 建設副産物の処理計画

建設廃棄物の種類・予想発生量と分別、保管(一時保管及び仮置きを含む。)、運搬、中間処理、最終処分の方法、処理業者等への委託の内容について記載する。

注 ・建設廃棄物の処分先及び再利用先が複数となる場合は、一覧表又はフロー図を添付する。

- ・建設リサイクル法対象工事の場合は、建設リサイクル関係についても記載する。
- ・請負代金額100万円以上の工事で、特定建設資材及びその他建設資材を搬入する場合は「再生資源利用計画書」を、建設副産物を搬出する場

合は「再生資源利用促進計画書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて施工計画書に添付する。

2 近隣環境・公害対策

場内制限速度の遵守、道路管理、排水・騒音・粉塵・振動対策、立入制限措置等について記載する。(必要に応じて図示すること。)

3 搬入・搬出車両の待機場所等

機材の搬入・搬出関係車両及び産廃物・廃材の収集運搬車両の待機場所等について記載する。(必要に応じて図示すること。)

4 騒音・振動・粉塵対策

機材の搬入・搬出時、はつり作業及び機材切断等の騒音・振動・粉塵対策について記載する。

第6章 仮設計画

1 仮設事務所等

配置図、仮設事務所(寸法及び階・棟数)、資材倉庫(寸法及び階・棟数)、仮設トイレ(寸法及び棟数)、消火器の設置箇所(図示)等について記載する。

注 ・仮設事務所等は図面を添付する。

2 資材、撤去品仮置場

配置図、養生、区画方法(図示を含む。)等について記載する。

3 仮設電力

仮設電力設備配置図、単線結線図、動力負荷表、使用電力量、最大電力、責任分界点の表示、保守管理上の確認事項、仮設配電盤・分電盤の使用上の注意事項、取扱責任者氏名等を記載する。

4 仮設水道

仮設水道設備配置図、責任区分の表示、保守管理上の確認事項、仮設水道の使用上の注意事項、責任者氏名等を記載する。

注 ・既設給水装置から仮設給水設備の設置及び撤去を行う場合は、「給水装置工事申込書」を提出し、承認後施工となる旨を記載する。

・「給水設備(水道水)使用願」、「給水設備(水道水)使用量報告書」、「給水設備(水道水)返還届」の手続きについて記載する。

5 仮設材

重量物搬入時等に使用する仮設材の種類、構造、配置図等について記載する。

注 ・必要に応じて仮設材の荷重計算書を添付する。

6 仮設足場

機器据付、配管、配線、塗装工事等に伴う足場の種類、安全対策、配置図(平面図、立面図)等について記載する。

注 ・足場の種類には、「鋼管足場」、「鋼管枠組足場」、「高所作業者」、「ローリングタワー」等を記載する。

・「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成 21 年 4 月 24 日付け 厚生労働省基発第 0424001 号)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」の遵守について記載する。

・安全対策には、安全点検等についても記載する。

・「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」(平成 27 年 5 月 20 日基安発 0520 第 1 号)について記載する。

7 重量機械類

重量機械・器具の種類、仕様、数量、配置場所(図示)について記載する。

8 養生等

既設設備、施設に対する養生方法及び養生が維持管理作業に与える影響について記載する。

9 切替要領

設備停止、切替順序について記載する。

例 ・工程について

・停電、断水、設備停止について
(時間、影響範囲等含む。)

・作業体制について

・作業内容、方法について

・作業手順について

・作業確認について

・緊急時の作業復旧について

第7章 工種別施工計画

1 基礎工事

主要機器材の荷重表、機器施工図、機器の施工法、基礎アンカーボルト施工方法(コンクリートアンカ含む)、施工管理について記載する。

2 据付工事

芯出し、墨出し、据付、測定法など、作業順序による据付工法について記載する。

3 現場加工

現場加工を行うものの加工法、仕上げ方法等について記載する。

- 4 配管工事
管種、配管支持、埋設工法、防露、防食、接合等について記載する。
- 5 ケーブルラック工事
支持(振れ止め含む)、異種金属接触防食対策(アルミ製ケーブルラックの場合)、吊りボルトの錆止め等について記載する。
- 6 配線工事
配線布設、電線・ケーブルの固定方法、配線行先表示、防護、端末処理方法等について記載する。
- 7 金属ダクト工事
支持、区画貫通部のダクト内の処理方法等について記載する。
- 8 区画貫通処理
配管・ケーブルラック・金属ダクトの貫通処理方法等について記載する。
- 9 塗装工事
塗装材、塗装工程、色別等について記載する。
- 10 コンクリート工事
材料の規格、鉄筋、型枠、打設、養生等について記載する。
- 11 撤去工事
段取り及び作業手順等について記載する。
- 12 搬入・搬出計画
重量物の種類、重量、容量、搬入・搬出経路、仮設道路図、重機車種、台数、搬入・搬出方法、養生、安全対策等について記載する。
地盤、地下構造物・埋設物等に留意し搬入・搬出経路を選定し、必要に応じ養生する。図面には詳細を記載する。
注 ・建築電気設備工事においては、機材搬入報告書による報告についても記載すること。
- 13 浸水対策
浸水対策について記載する。
例 ・浸水許容レベルについて
・浸水安全レベルについて
・耐水レベルについて
・有効な浸水対策処置について